

# 温水暖房契約 選択約款

平成30年7月1日実施  
山形ガス株式会社

# 目 次

1 . 目的	1
2 . 選択約款の変更	1
3 . 用語の定義	1
4 . 適用条件	2
5 . 契約の締結	2
6 . 使用量の算定	2
7 . 料金	2
8 . 単位料金の調整	3
9 . 割引制度	4
10 . 設置確認	4
11 . 契約の変更又は解約	5
12 . 精算	5
13 . その他	5
 ( 付 則 )	
1 . 実施の期日	6
2 . この約款の掲示	6
 ( 別 表 )	
1 . 料金の算定方法	7
2 . 料金表 1 ( 暖房期 )	7
3 . 料金表 2 ( 暖房期のみの割引制度 )	8

## 1. 目的

この選択約款は、温水暖房システムの普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。

供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又はその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は次のとおりといたします。

- (1) 「温水暖房システム」（以下「温水暖房」といいます。）とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により、温水を供給して暖房を行う機器をいいます。
- (2) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している住宅内の場所をいい、浴室、台所、洗面所、住宅内の廊下を含みます。
- (3) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。
- (4) 「浴室暖房設備」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により温水を供給して、住宅の浴室の暖房・乾燥を行う機器をいいます。
- (5) 「その他の温水関連設備」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により温水を供給して、住宅の暖房を行う機器をいいます。（ファンコンベクター、パネルヒーター等）
- (6) 「暖房期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5ヶ月間をいいます。
- (7) 「その他期」とは、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7ヶ月間をいいます。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

#### 4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 「温水暖房」を設置し使用すること。ただし、浴室暖房設備のみの設置は除きます。
- (2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力が40立方メートル毎時以下であること。ただし、選択約款（融雪用、小型空調用等）の専用メーターは、能力に含みません。

#### 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は、以下の規定に基づき決定いたします。

新たにこの選択約款に基づき契約が成立した場合は、原則として契約成立後、最初のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。

新たにこの選択約款に基づき契約を開始した場合は、契約期間は、契約開始日からその前日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。

契約期間満了に先立って、この選択約款に基づく契約の解約または変更の申し込みがない場合は、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (4) 当社は、この選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまが同一需要場所でのこの選択約款又は他の選択約款の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款の適用の申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 新たにガスの使用を開始する場合であって、当社が4. に定める適用条件が満たされていることを確認した場合は、小売約款に定める建築事業者等は、ガスを使用されるお客さまのため、この選択約款にもとづく契約を当社が定める申し込みにより、ガスを使用されるお客さまに代わって申し込むことができます。（9.（1）において同じ）

#### 6. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。

- (1) 当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り換えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けられたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

#### 7. 料金

- (1) お客さまは、支払いの時期により、(2) に定める早収料金又は(3) に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。

- (2) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(4)により算定されたもの(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (3) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払いいただきます。
- (4) 当社は、暖房期の期間については、別表2.の料金表1を適用して6.の規定により算出した使用量に基づき、早収料金を算定し、その他期間については、小売約款に定める料金表を適用して、早収料金を算定いたします。
- (5) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (6) 料金は、小売約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して50日以内に支払いいただきます。なお、支払義務発生日の翌日から起算して50日目(以下「支払期限日」といいます)が、休日の場合には、その直後の休日でない日まで支払期限日を延長いたします。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)により算定した平均原料価格が(2)に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表2.及び別表3.の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記、の算定式によって求められた計算結果の小数点第5位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

基準平均原料価格(トン当たり)

84,710円

平均原料価格(トン当たり)

供給約款の別表第6の2.(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.93055 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.07593$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、本社事務所のほか、当社ホームページに掲載いたします。

原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

## 9. 家庭用割引制度

(1) この選択約款を適用されているお客さまで、住宅の居室の床面に設置した配管に温水を供給して暖房(床暖房)を行っており、以下の温水関連設備を設置されているお客さまは、当社が定める申し込み方法により別表3.の料金表2の割引制度適用を当社に申し込むことができるものといたします。なお、割引制度の適用期間は「暖房期」のみといたします。

浴室暖房設備

その他の温水関連設備

(2) 当社は、原則として当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から割引制度を適用いたします。なお、申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。

(3) 割引制度の適用期間は、この選択約款に基づく契約と同一とし、この選択約款に基づく契約が適用期間後も継続される場合には割引制度も継続されるものといたします。なお、この選択約款に基づく契約が終了した場合は、契約終了日をもって割引制度も終了いたします。

(4) すでに割引制度を適用されているお客さまが、割引割合の変更を希望される場合は、(2)と同じ考え方で適用いたします。

(5) お客さまが、割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当社に割引制度の適用終了を申し出ていただきます。

(6) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合は、当社の申し出に基づき割引制度の適用を終了できるものといたします。

(7) (5)(6)による申し出があった場合、申し出が相手方に到着した日以降の最初の定例検針日をもって割引制度の適用を終了いたします。なお、申し出の到着した日と定例検針日が同日の場合は、申し出の到着した日をもって割引制度の適用を終了いたします。

## 10. 設置確認

(1) 当社は4.又は9.に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しないか、又は、ただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。

(2) 温水暖房を取り外すなど、4.に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

(3) 9.に定める割引制度を適用のお客さまが、温水関連設備の一部、又は、全部を取り外した場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、取り外した機器により割引制度の変更、又は割引制度の適用終了の申し出があったとみなし、9.の規定に基づき割引制度の変更、又は、割引制度適用を終了いたします。

### 11. 契約の変更又は解約

- (1) お客様のガスの使用状況に変更がある場合又は、2.(1)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、すみやかにこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又は、お客様に契約違反があった場合(4.の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

### 12. 精算

- (1) すでにこの選択約款を適用のお客様まで、4.に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、小売約款に定める料金とすでに料金として支払いいただいた金額との差額を申し受けます。
- (2) すでに9.に定める割引制度を適用のお客様まで、9.(1)に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、適用条件を満たす割引率を適用した場合の料金、又は、適用条件を満たす割引率がない場合は、4.に定める割引率の適用がない場合の料金とすでに料金として支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

### 13. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

( 付 則 )

**1 . 実施の期日**

この選択約款は、平成30年7月1日から実施いたします。

**2 . この選択約款の揭示**

当社は、この選択約款を、本社のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。



## ( 別 表 )

### 1. 料金の算定方法

( 1 ) 「料金表 1 ( 暖房期 ) 」は、料金算定期間の末日が 1 2 月 1 日から 4 月 3 0 日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。その他期は、小売約款に定める料金表を適用いたします。

( 2 ) 「料金表 2 ( 暖房期のみ割引制度 ) 」は、割引前料金から割引率に応じて次の算式にて算定いたします。ただし、割引制度の適用は「暖房期」のみといたします。

$$\text{割引制度適用料金} = \text{割引前料金} \times (100 - \text{割引率}) \div 100$$

( 3 ) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の 1 円未満の端数を切り捨てたものといたします。また、( 2 ) の料金についても、計算結果の値の 1 円未満の端数を切り捨てたものといたします。

( 4 ) 従量料金は、基準単位料金又は 8 . の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

( 5 ) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。なお、計算結果の値は、1 円未満の端数を切り捨てたものといたします。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

( 6 ) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 1 0 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 2 8 日 ( うるう年は 2 月 2 9 日 ) に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 1 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 1 0 月から 1 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 3 0 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 1 1 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が 1 2 月 1 日から 1 2 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

### 2. 料金表 1 ( 暖房期 )

#### ( 1 ) 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 4 5 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 4 5 立方メートルを超え、1 8 0 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 1 8 0 立方メートルを超える場合に適用いたします。

#### ( 2 ) 料金表 A ( 消費税等相当額を含みます )

##### 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 6 2 0 . 0 0 円
---------------------	------------------

##### 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 8 5 . 2 2 0 0 円
-------------	-------------------

##### 調整単位料金

の基準単位料金をもとに 8 . の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたし

ます。

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます)

基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,203.20円
------------------	-----------

基準単位数料金

1立方メートルにつき	172.2600円
------------	-----------

調整単位数料金

の基準単位数料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位数料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます)

基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,633.20円
------------------	-----------

基準単位数料金

1立方メートルにつき	158.7600円
------------	-----------

調整単位数料金

の基準単位数料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位数料金といたします。

3. 料金表2 (暖房期のみの割引制度)

(1) 浴室暖房設備割引

割引率	3 パーセント
-----	---------

(2) その他の温水関連設備割引

割引率	3 パーセント
-----	---------

(3) セット割引〔(1)と(2)の両方を設備されている場合〕

割引率	6 パーセント
-----	---------